

令和2年4月30日 作成

令和2年5月11日 修正

令和2年5月15日 修正

静岡県工業技術研究所、各工業技術支援センターの 依頼試験手数料及び機器使用料の減免のご案内

新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けている県内中小企業の皆様の経済的な負担軽減のため、工業技術研究所（本所、沼津・富士・浜松工業技術支援センター）における依頼試験手数料と機器使用料を100%減免します。

対象者 新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている県内中小企業等

減免要件 下記いずれかの新型コロナウイルスに関する制度融資等を利用していること

区分		融資
中小企業	国	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (国民生活事業及び中小企業事業) 新型コロナウイルス対策 マル経融資(拡充)
	県	経済変動貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠) 国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付
	市町	各市町の制度融資
農林業者	国	農林漁業セーフティネット資金等
	県	農林水産業災害対策資金(新型コロナ)

(令和2年5月11日追加)

中小企業	国	新型コロナウイルス対策 マル経融資(拡充)
	県	国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付

減免対象

工業技術研究所（本所、沼津・富士・浜松工業技術支援センター）での機器使用料、施設使用料*、依頼試験手数料

*研修施設（研修室、講堂、視聴覚室等）の使用料は減免対象外となります。試験設備（無響室、電波暗室等）は減免対象です。

※業務に支障をきたす長期間の機器の占有や大量の依頼についてはお断りする場合があります。

※依頼試験における緊急扱いの加算額は減免の対象外となります。

※生産や計量証明事業等の直接商取引のために機器を使用することは御遠慮ください。

減免期間 令和2年5月1日～令和3年3月31日

減免での利用方法

1. この減免制度を初めて利用する場合

事前に減免要件を満たしているかを書面にて確認させていただきます。確認後に、減免での御利用が可能になります。(減免要件の確認には3営業日程度かかります)。

2. この減免制度の利用が2回目以降の場合

事前の減免要件の確認は不要です。御利用の際に、通常の申請書とあわせて、減免申請書をお持ち頂きます。

※減免の手続き、申請方法の詳細は次ページの「申込方法」をご覧ください。

本制度、手続きのお問い合わせ先

静岡県工業技術研究所（本所）企画調整部

〒421-1298 静岡市葵区牧ヶ谷 2078 TEL:054-278-3028 FAX:054-278-3066

sk-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

申込方法

1. 初めてこの減免制度を利用する場合

- ① 【利用の事前打合せ】 事前に利用希望の工業技術研究所（本所、各支援センター）に連絡し、御利用の詳細（機器の使用や依頼内容が可能なこと、来所の予定日時等）を打ち合わせてください。
- ② 【減免要件確認のための書類の送付】 ①で打ち合わせした利用希望の工業技術研究所（本所、各支援センター）に、以下の書類を簡易書留やレターパック等の追跡ができる手段で郵送下さい。

（申請に必要な書類）

- ・ 減免申請書（当研究所のホームページからダウンロードできます）
- ・ 減免申請チェックシート（この案内に付いています）
- ・ 融資の確認書類

（新型コロナウイルス感染症関係の融資を受けていることが確認できるもの。融資制度で確認書類の種類が異なりますので、下表にある書類を送付してください。）

公的制度融資		確認書類	
新型コロナ感染症特別貸付	国民生活事業	金銭消費貸借契約証書の写し、 または、 借用証書の写し	左記書類に融資の名称の記載がない場合は、左記書類に加え、融資の名称が分かる書類
	中小企業事業		左記書類に加え、資金使途一覧表の写し
経済変動対策貸付 （新型コロナウイルス感染症対応枠）			左記書類に加え、静岡県信用保証協会の保証書の写し ※左記書類に融資の名称が記載されていない場合
各市町の制度融資			左記書類に融資の名称の記載がない場合は、左記書類に加え、融資の名称が分かる書類
農林漁業セーフティネット資金			
農林水産業災害対策資金 （新型コロナ）		金銭消費貸借契約証書、新型コロナウイルス感染症に関する農業経営の影響報告書等の写し	

（令和2年5月11日追加）

公的制度融資		確認書類	
新型コロナウイルス対策 マル経融資（拡充）		金銭消費貸借契約証書の写し、 または、 借用証書の写し	左記書類に融資の名称の記載がない場合は、左記書類に加え、融資の名称が分かる書類
国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付			左記書類に加え、静岡県信用保証協会の保証書の写し

(送付先) 御利用予定の場所に送付してください。

- ・静岡県工業技術研究所(本所) 企画調整部内 新型コロナ減免担当 宛
〒421-1298 静岡市葵区牧ヶ谷 2078
- ・沼津工業技術支援センター 新型コロナ減免担当 宛
〒410-0022 沼津市大岡 3981-1
- ・富士工業技術支援センター 新型コロナ減免担当 宛
〒417-8550 富士市大淵 2590-1
- ・浜松工業技術支援センター 新型コロナ減免担当 宛
〒431-2103 浜松市北区新都田 1-3-3

申請後の流れ

- ③ 【減免要件確認の連絡】減免申請書を送付した工業技術研究所(本所、各支援センター)から、御担当者様に減免の要件が確認されたことを御連絡します。(減免申請書の到着から要件の確認まで3営業日程度かかります。)
- ④ 【利用のための来所】上記①で打ち合わせした工業技術研究所(本所、各支援センター)の担当者と日時を調整した後、来所し、御利用ください。その際には、以下の書類を必ず御持参ください(当研究所のホームページからダウンロードできます)。すでに②の作業で送付いただいている減免申請書は来所の際にお渡しいたします。
 - ・ 機器等使用承認申請書(機器使用の場合)
 - ・ 依頼書(依頼試験の場合)
 - ・ 研修施設室等使用承認申請書(施設利用の場合)※減免でのご利用でも、上記の書類は必ず必要となります。

2. 過去に上記1. で減免要件が確認され既に減免利用した方が、2回目以降の減免利用をする場合

- ① 【利用の事前打合せ】事前に利用希望の工業技術研究所(本所、各支援センター)に連絡し、御利用の詳細(機器の使用や依頼内容が可能なこと、来所の予定日時等)を打ち合わせてください。その際、担当者に、減免措置を利用したいこと、過去にこの新型コロナの減免制度を利用したことがある旨をお伝えください。
- ② 【利用のための来所】上記①で利用の詳細について事前打ち合わせした研究所(もしくは支援センター)の担当者と日時を調整した後、来所し御利用ください。その際には、以下の書類を必ず御持参ください(当研究所のホームページからダウンロードできます)。
 - ・ **減免申請書** ※2回目以降のご利用でも減免申請書は必ず必要となります。
 - ・ 機器等使用承認申請書(機器使用の場合)
 - ・ 依頼書(依頼試験の場合)
 - ・ 研修施設室等使用承認申請書(施設利用の場合)※減免でのご利用でも、上記の書類は必ず必要となります。

本制度、手続きに関するお問い合わせ先

- ・ 静岡県工業技術研究所（本所） 企画調整部
〒421-1298 静岡市葵区牧ヶ谷 2078 TEL:054-278-3028 FAX:054-278-3066

御利用に関しては、以下にお問い合わせ下さい。

- ・ 静岡県工業技術研究所（本所）
〒421-1298 静岡市葵区牧ヶ谷 2078 TEL:054-278-3028
- ・ 沼津工業技術支援センター
〒410-0022 沼津市大岡 3981-1 TEL:055-925-1100
- ・ 富士工業技術支援センター
〒417-8550 富士市大淵 2590-1 TEL:0545-35-5190
- ・ 浜松工業技術支援センター
〒431-2103 浜松市北区新都田 1-3-3 TEL:053-428-4152

必ず同封して下さい

新型コロナウイルス感染症に関する減免申請チェックシート
初回の申請用の際に、減免申請書と合わせて必ず同封してください。

(□にチェックを入れて各項目を確認してください)

送付書類

- 減免申請チェックシート (この用紙)
- 減免申請書
 - ・使用目的によって申請書が異なります。下記の2種類から選択してください
(当研究所のホームページからダウンロードできます)
 - [依頼試験手数料と施設使用料 \(共通\) の減免申請書](#)
 - [機器利用使用料の減免申請書](#)
 - ・減免申請書には、申請日と申請者欄のみ記入し、押印をお願いします。
- 融資の確認書類

受けている制度融資、提出する確認書類にチェックしてください。

公的制度融資	確認書類	
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (国民生活事業)	<input type="checkbox"/> 金銭消費貸 借契約証書 の写し または <input type="checkbox"/> 借用証書の 写し	<input type="checkbox"/> 融資の名称が分かる 書類 (左記の書類に融資の名称 が記載されていない場合)
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (中小企業事業)		<input type="checkbox"/> 資金使途一覧表の写 し
<input type="checkbox"/> 経済変動対策貸付 (新型コロナウイルス感染症対応 枠)		<input type="checkbox"/> 静岡県信用保証協会 の保証書の写し (左記の書類に融資の名称 が記載されていない場合)
<input type="checkbox"/> 各市町の制度融資		(左記契約証書のみ)
<input type="checkbox"/> 農林漁業セーフティネット資金		
<input type="checkbox"/> 農林水産業災害対策資金 (新型コロナ)	<input type="checkbox"/> 提出する書類の名称を下に記載 _____	

公的制度融資	確認書類	
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス対策 マル 経融資 (拡充)	<input type="checkbox"/> 金銭消費貸 借契約証書 の写し または <input type="checkbox"/> 借用証書の 写し	<input type="checkbox"/> 融資の名称が分か る書類 (左記の書類に融資の名称 が記載されていない場合)
<input type="checkbox"/> 国連携新型コロナウイルス感染症 対応貸付		<input type="checkbox"/> 静岡県信用保証協 会の保証書の写し (左記の書類に融資の名称 が記載されていない場合)

次ページに続く

機器使用・依頼試験に関する情報を記入してください

- 事前に研究所（支援センター）の担当者と連絡を取り、相談・打ち合わせをしている。
※減免申請は、事前に御相談いただき、利用の詳細を打ち合わせた後に申請ください。

下記に連絡を取った担当者を記載してください。

工業技術研究所（静岡本所、浜松、富士、沼津） ←いずれかに○

部署名・担当者名 _____

- 減免で利用する予定の内容、および、来所場所、利用予定日時

使用予定機器 _____ もしくは、依頼予定内容 _____

来所場所（静岡本所、浜松、富士、沼津） ←いずれかに○

利用予定日 _____ 月 _____ 日

（明確に決まっていなければおおよその日程で結構です。減免申請書到着から要件の確認まで数日かかりますので、利用予定日までには余裕を持って下さい。）

- 申請の担当者・連絡責任者（減免要件が確認されましたら、下記の御担当者に御連絡します。）

会社名 _____

氏名 _____

連絡先（電話） _____ （FAX） _____

(e-mail) _____

（送付先）御利用予定の場所に送付してください。

- ・ 静岡県工業技術研究所（本所） 企画調整部内 新型コロナ減免担当 宛
〒421-1298 静岡市葵区牧ヶ谷 2078 TEL:054-278-3028
- ・ 沼津工業技術支援センター 新型コロナ減免担当 宛
〒410-0022 沼津市大岡 3981-1 TEL:055-925-1100
- ・ 富士工業技術支援センター 新型コロナ減免担当 宛
〒417-8550 富士市大淵 2590-1 TEL:0545-35-5190
- ・ 浜松工業技術支援センター 新型コロナ減免担当 宛
〒431-2103 浜松市北区新都田 1-3-3 TEL:053-428-4152

これは、依頼試験手数料と施設使用料（共通）の減免申請書です。

様式第4号(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

減 免 申 請 書

申請日、申請者を記入し、
押印してください。

年 月 日

静岡県工業技術研究所長 様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

連絡責任者氏名

印

代表者印

次のとおり使用料又は手数料の減免を受けたいので、静岡県工業技術研究所研修施設等の使用等に関する規則第9条の規定により申請します。

研修施設等又は提出試料			
使用目的又は依頼事項			
使用日時又は種類及び細目			
数 量			
単 価	円	円	円
納付すべき使用料又は手数料の額	円	円	円
減免を受けようとする額	円	円	円
減免を必要とする理由			

※上記の枠内は、来所時に記入して頂きます。

これは機器利用使用料の減免申請書です。

様式第3号(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

減 免 申 請 書

申請日、申請者を記入し、
押印してください。

年 月 日

静岡県工業技術研究所長 様

住所
申請者
氏名
電話番号
連絡責任者氏名

印
代表者印

次のとおり使用料の減免を受けたいので、静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する
条例施行規則第6条の規定により申請します。

機 器 等			
使 用 目 的			
使 用 日 時			
単 価	円	円	円
納 付 す べ き 使 用 料	円	円	円
減 免 を 受 け よ う と す る 額	円	円	円
減 免 を 必 要 と す る 理 由			

※上記の枠内は、来所時に記入して頂きます。

様式第4号(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

減 免 申 請 書

年 月 日

静岡県工業技術研究所長 様

住 所

申請者

氏 名

印

電話番号

連絡責任者氏名

次のとおり使用料又は手数料の減免を受けたいので、静岡県工業技術研究所研修施設等の使用等に関する規則第9条の規定により申請します。

研修施設等又は提出試料			
使用目的又は依頼事項			
使用日時又は種類及び細目			
数 量			
単 価	円	円	円
納付すべき使用料又は手数料の額	円	円	円
減免を受けようとする額	円	円	円
減免を必要とする理由			

様式第3号(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

減 免 申 請 書

年 月 日

静岡県工業技術研究所長 様

住所

申請者

氏名

印

電話番号

連絡責任者氏名

次のとおり使用料の減免を受けたいので、静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則第6条の規定により申請します。

機 器 等			
使 用 目 的			
使 用 日 時			
単 価	円	円	円
納 付 す べ き 使 用 料	円	円	円
減 免 を 受 け よ う と す る 額	円	円	円
減 免 を 必 要 と す る 理 由			